



ウェビナー： FSC CoC 認証 規格改定 第1草案 コンサルテーション

2025年12月19日

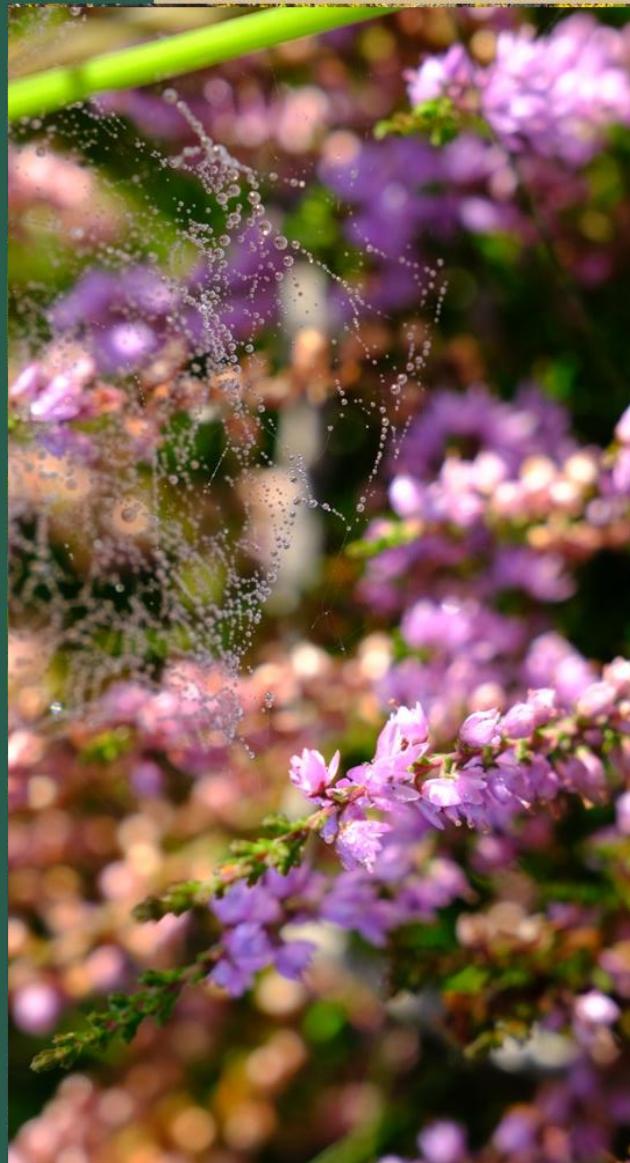
AGENDA



Topic

- 1 プロセスと予定**
- 2 主要CoC要求事項**
- 3 グループ＆マルチサイト要求事項**
- 4 循環性＆回収原材料の調達**
- 5 労働者の権利**
- 6 FSC-STD-20-011 (CoC認証審査) における変更**
- 7 コンサルテーション参加方法**
- 8 質疑応答**

プロセス & 予定



CoC改定のタイムライン



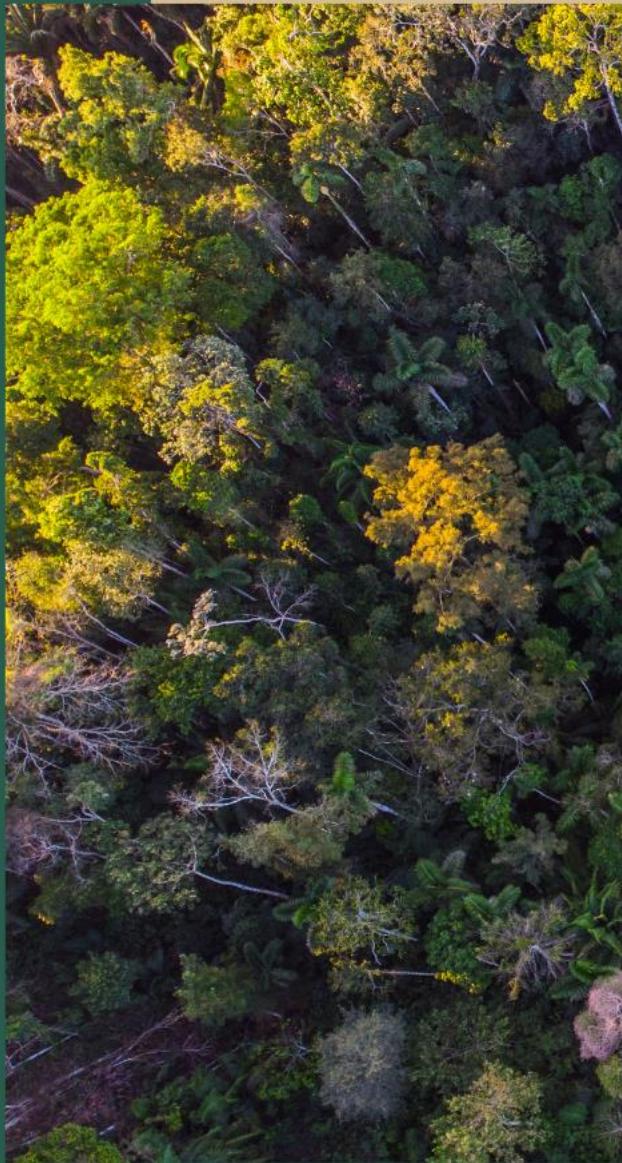
コンサルテーション予定



第1草案
コンサルテーション
2025年11月15日～
2026年1月25日

第2草案
コンサルテーション
2026年5月1日～
2026年5月31日

メインの CoC規格



FSC 表示

FSC CFM（管理型森林管理）

1. 70% の表示への寄与
2. 原材料または半製品としてのみの販売(B2B)



ADVICE-40-004-17

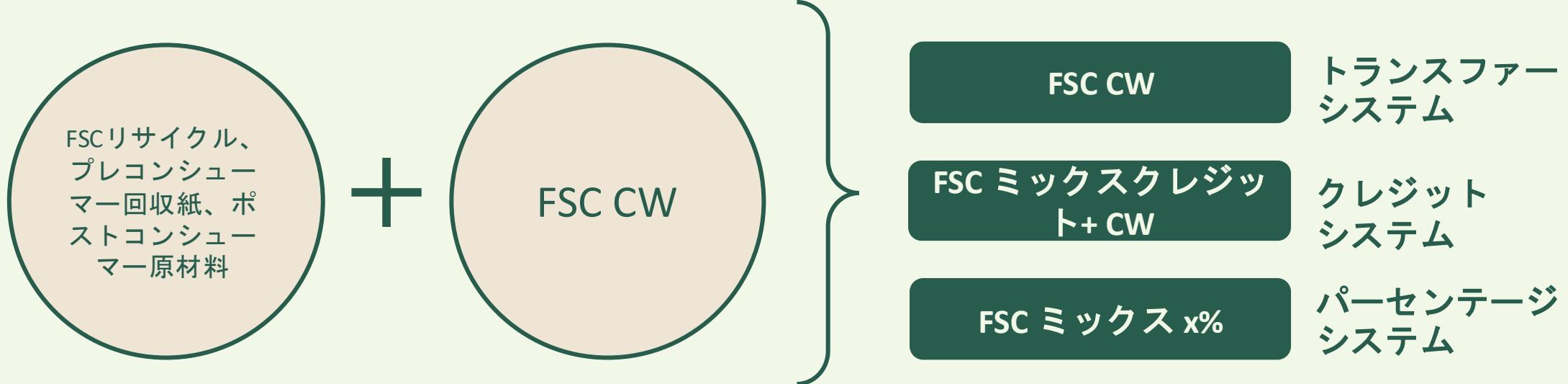
回収原材料を100% 使用した製品は、FSC ミックスとして表示できる。



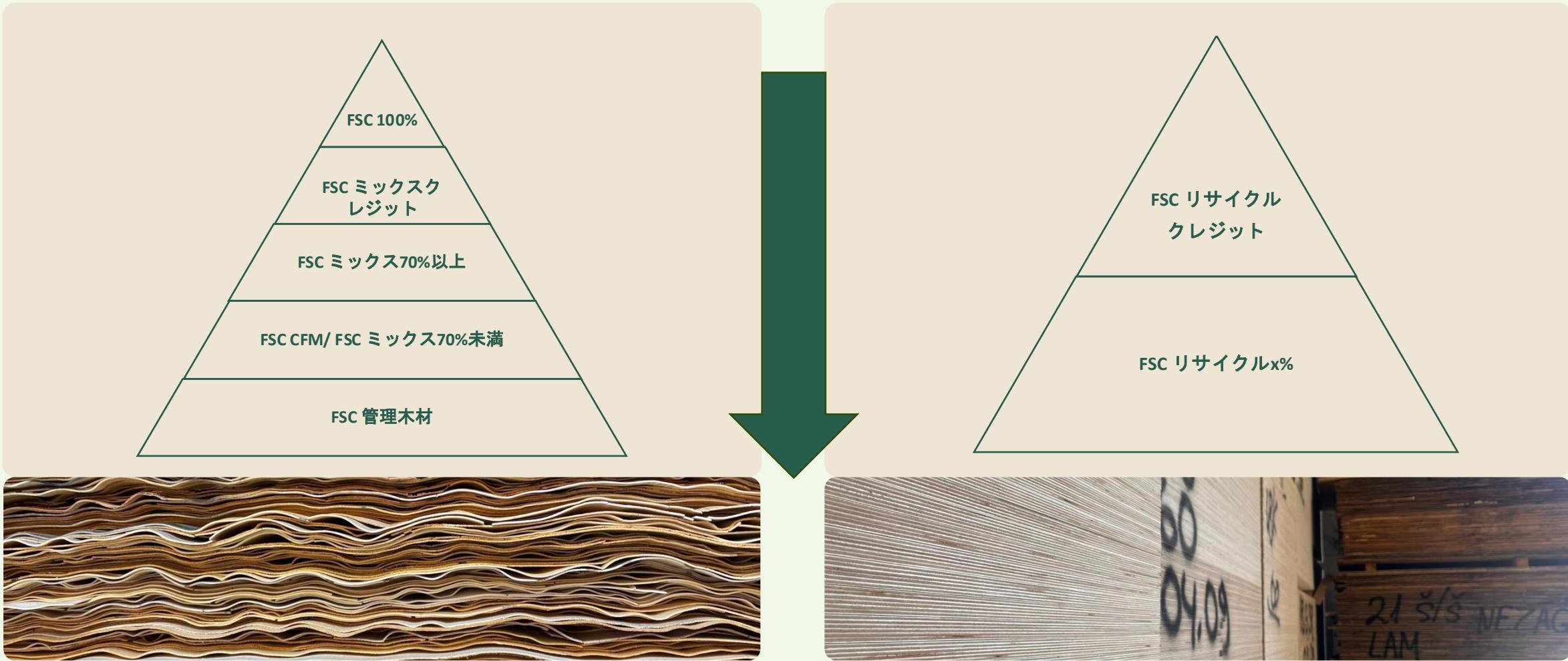
‘FSC CW + FSCリサイクル/回収原材料のアウトプット表示: 変更案



インプット原材料がFSC CWとFSCリサイクルまたは表示に寄与する回収原材料の組み合わせの場合のアウトプット表示を加える



格下げの選択肢





外部委託

外部委託

FSC-STD-40-004への変更の提案



以下に対する要求事項の明確化 :

 **認証 vs. 非認証委託先**

 **委託先への要求事項**

 **外部委託可能な作業範囲** (例 : 伐採、収穫)

新規則:

 **再委託の制限緩和**

以下の場合にのみ許可 :

- 認証取得委託先、または
- 認証取得者、委託先、再委託先の三者協定による

新たな免除対象:

 **保管施設 & 物流**

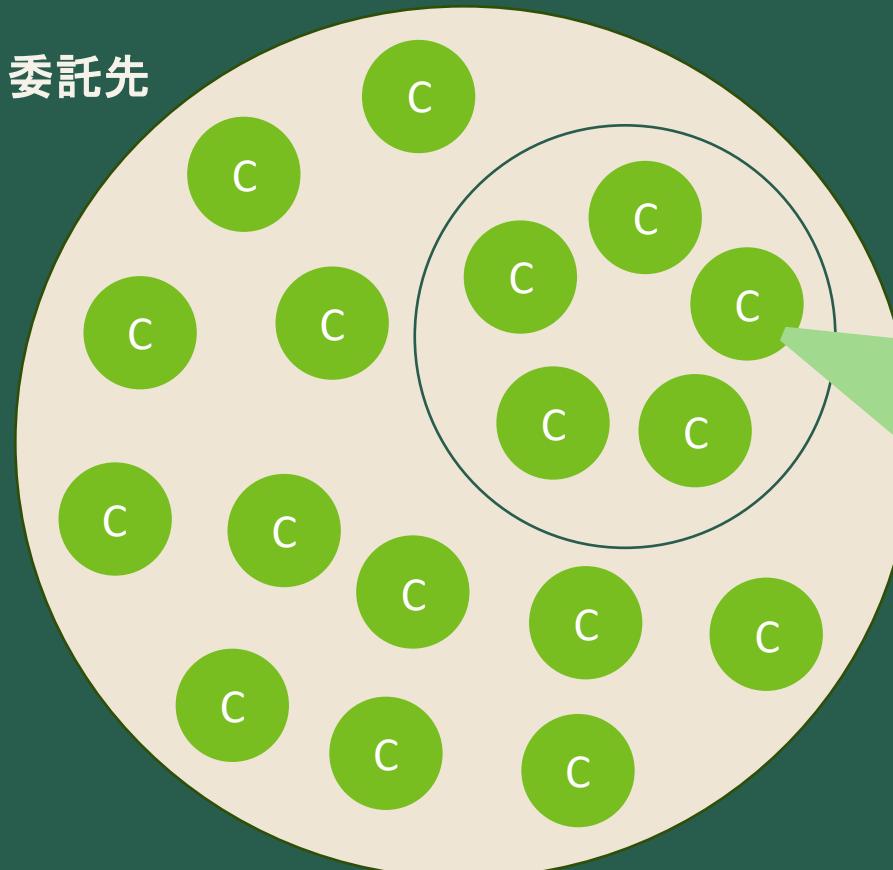
混合のリスクがない場合のみ

再委託先の審査方法についての案

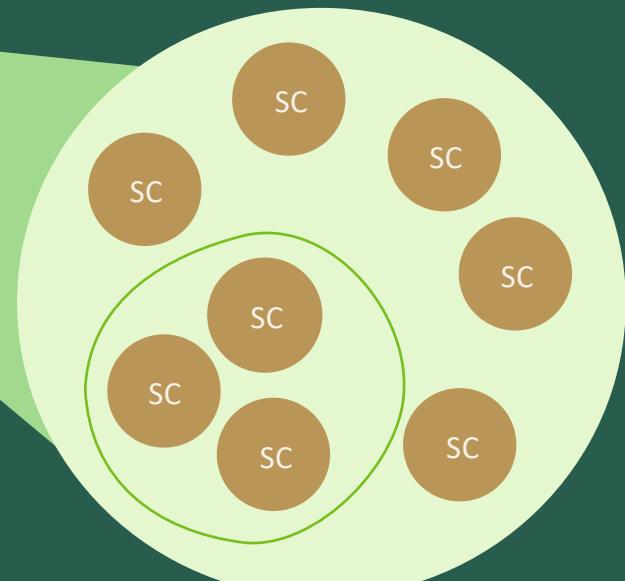
FSC-STD-20-011 (CoC認証審査)への変更の提案



STEP 1: 高リスク委託先
のサンプリング



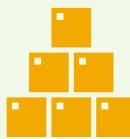
STEP 2: 選定された委託先が
再委託先を有する場合、再
委託先をサンプリング



高リスクの委託先(混入リスク)



製品の製造工程全体



インプット原材料を混合

例 : FSC 100% と FSC 管理木材を混合



FSC ラベルの適用



管理システムの開発及び維持に
不可欠な活動

高リスク委託先 (中核的労働 要求事項; CLR)



CLRへの適合性に関する裏付けの
ある懸念



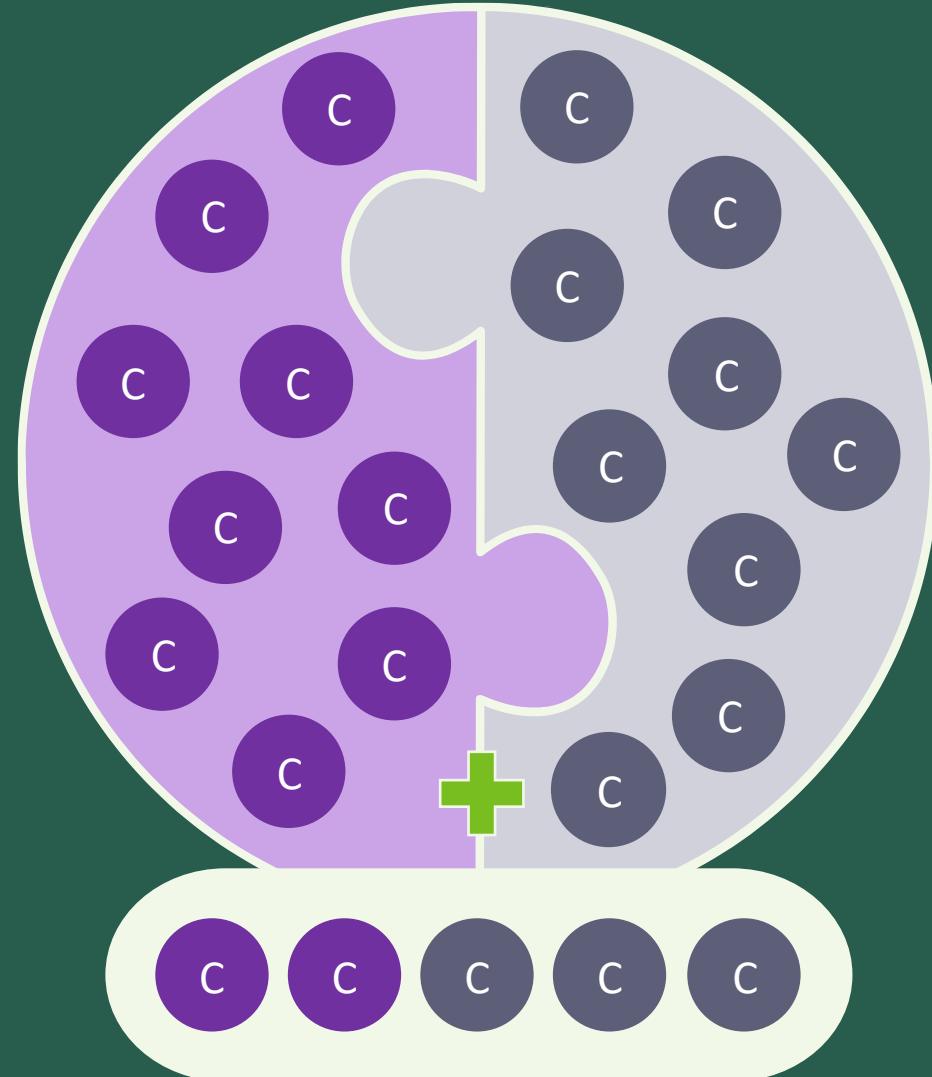
国・地域におけるCLRの高リスク
分類 (FSC CLR リスク表) および、
以下のいずれも該当しない:

- 1) CLRに関する不順守が過去 5
年間にないこと、または
- 2) CLRを含む第一者/二者/三者監
査を受けている

高リスク委託先の審査



混合リスク
について高リスク



CLR(中核的労働
要求事項) につ
いて高リスク



虛偽表示

虚偽表示について提案されている変更のまとめ



CBによる分類の第1段階：
意図的な虚偽表示は
FSC/ASIによる確認が必要

虚偽表示の分類は
3種類から2種類に
(意図的か、意図的でないか)

意図せぬ虚偽表示についてブロックという措置の
廃止。
虚偽表示3回でFSCトレースの5年間の使用を
義務付ける

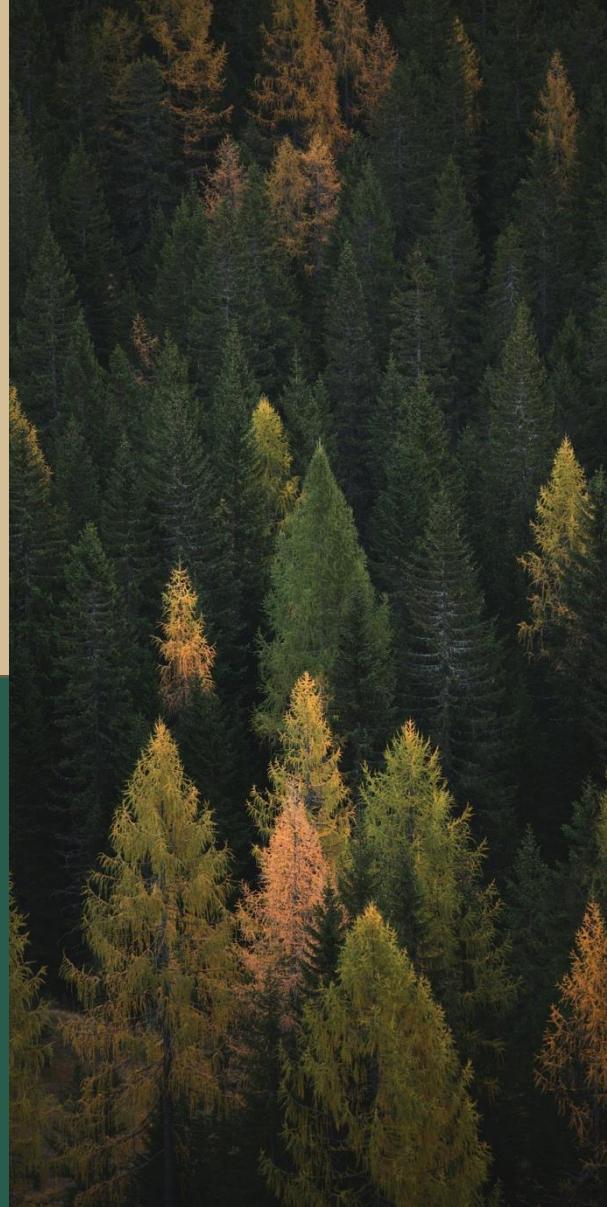
虚偽表示プロセスについての変更案



虚偽表示プロセス



グループ認証 要求事項



現在の要求事項



グループCoC認証に参加するためには、参加サイトは以下の資格要件を満たす必要がある：

- a) 各参加サイトが次に定義される「小規模」の要件を満たす
 - i. フルタイム相当の従業員数が15名以下、または
 - ii. フルタイム相当の従業員数が25名以下かつ、年間総売上高がUS\$ 1,000,000以下。
- b) すべての参加サイトが認証を保有する組織と同じ国に所在している。



変更案



参加条件の変更:



従業員数がフルタイム換算で49名以下、または年間の林産物の売上高がUSD 10,000,000以下。



AAFの変更に伴う売上高の調整（手順の撤廃）



参加サイトは同じ国でなくてもよい



撤廃

グループ認証への参加サイト数の制限



定義の見直し

サブサイト、従業員数、グループ認証、マルチサイト認証



変更

同じ所有権でつながっていない20以上の参加サイトをもつ認証において本部の監査員への要求事項

根拠:



世界共通の基準



手順のサポートを必要とせず、FSCのインフレ調整と整合する

FSC-STD-20-011 (CoC認証審査) における変更

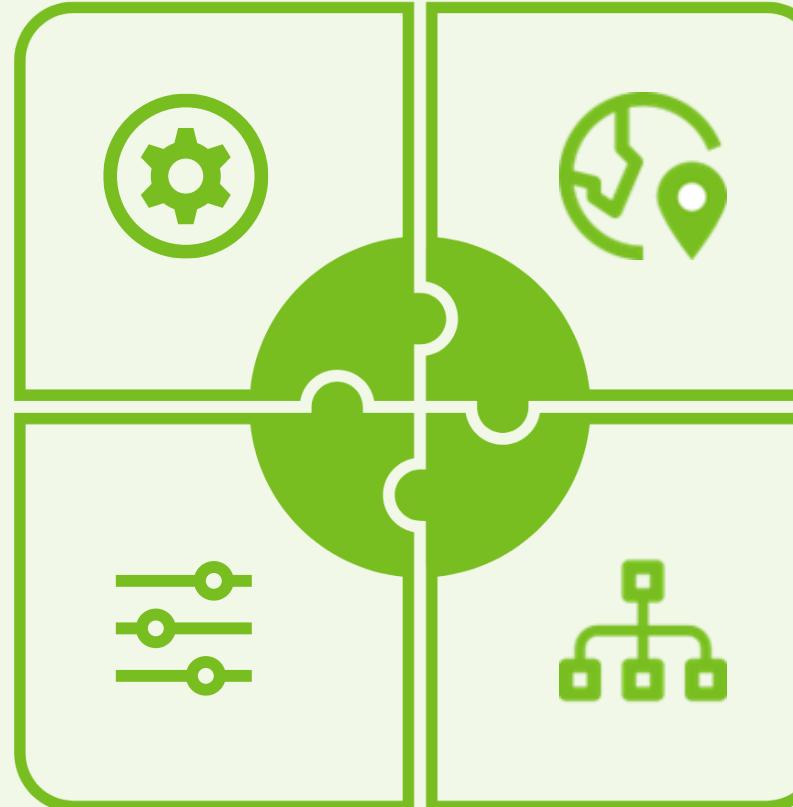
リスクに基づくアプローチの反映



「高リスク参加サイト」の定義の見直し

リスクレベルに基づく参加サイトのサンプリング要件の設定

高リスク参加サイトは、低リスク参加サイトに比べて1.5倍のサンプリング率。



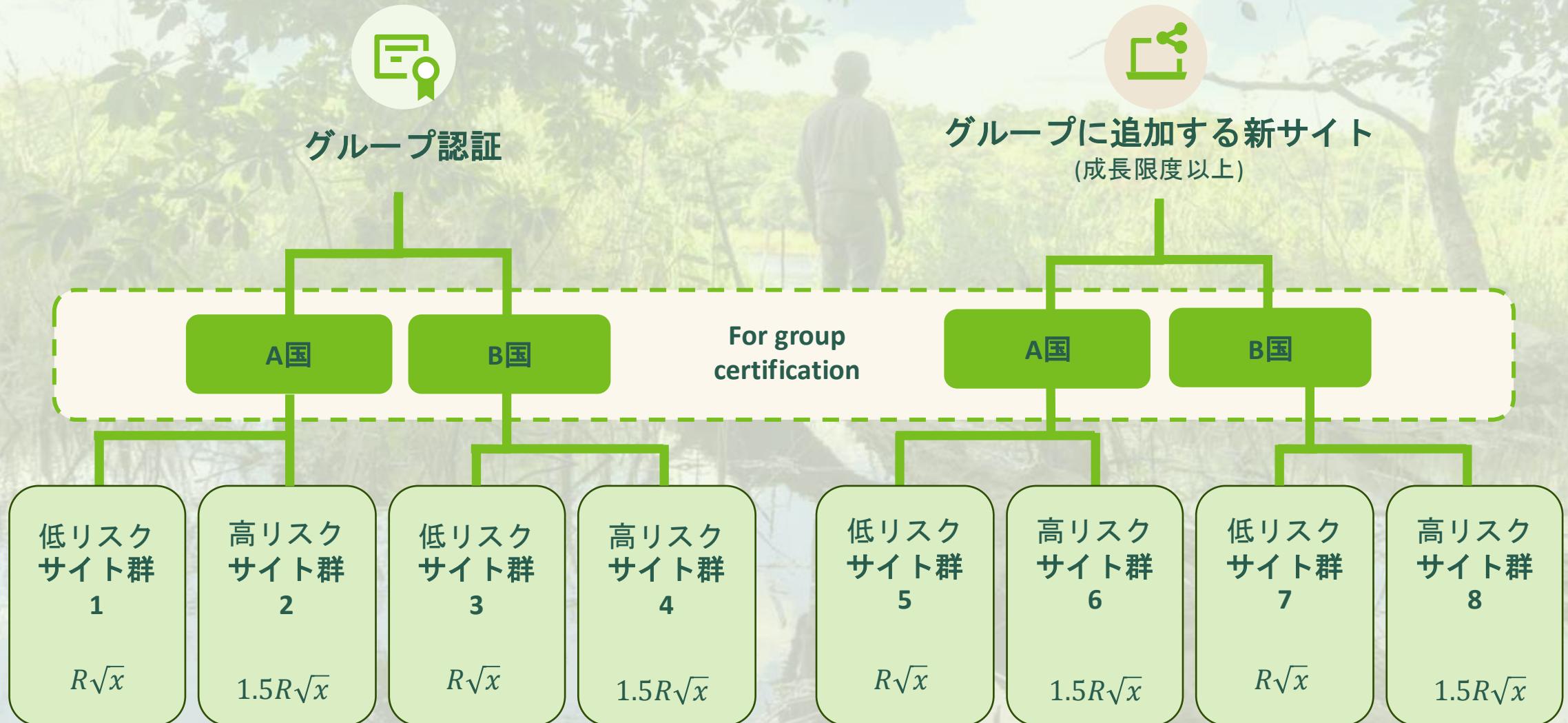
参加サイトが複数の国にまたがるグループ認証の監査に関する新たな要求事項

参加サイトおよびサブサイトのサンプリングに関する新たな要求事項

変更案 - リスク指標表

リスク因子		スコア	Score Given
所有権	参加サイトはすべて共通の所有権を有している	0.1	
	参加サイトは共通の所有権を有していない	0.2	
認証規模	0-20 参加サイト	0.2	
	21-100 参加サイト	0.3	
	101-250 参加サイト	0.4	
	251-400 500 参加サイト	0.5	
	> 400 501 参加サイト	0.6	
本部のパフォーマンス	前回監査において本部に出されたCAR(是正処置要求) なし	0.1	
	不該当 (前回監査なし)	0.1	
	前回監査では軽微なCARのみ	0.2	
	前回監査で1-2個の重大なCAR あり	0.3	
	前回監査で3個以上の重大なCAR あり	0.4	
審査タイプ	年次維持監査	0.1	
	更新審査	0.2 0.1	
	本審査	0.3	
	新しい参加サイトを追加するための審査	0.3	
合計 (R = sum of the scores given)		Σ	

複数国にまたがるグループ認証のサンプリング方法



国をまたがる パーセンテージ/クレジットの 共有

パーセンテージ／クレジットシステムにおける現行の制限

パーセンテージシステム

10.4 パーセンテージシステムを複数サイトで適用する場合、パーセンテージの計算はすべてのサイトで受領したインプットの平均FSCパーセンテージに基づかなければならない。複数サイトでパーセンテージシステムを適用するための条件は以下の通りである：

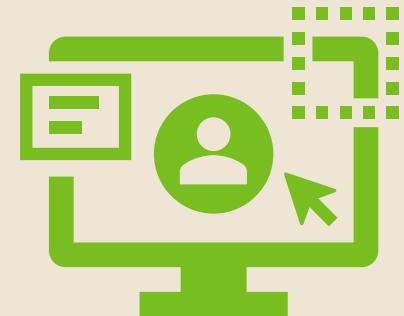
- a) パーセンテージの計算は、同じ製品グループ内の製品にのみ適用される。
- b) すべてのサイトが同一所有構造を持つ、単独認証またはマルチサイト認証の範囲に含まれている。
- c) すべてのサイトが同じ国またはユーロ圏に所在する。
- d) すべてのサイトが同じ統合管理システムソフトウェアを使用している。
- e) サイト横断パーセンテージ計算に参加している各サイトが、少なくとも50%のFSCパーセンテージを有する。



クレジットシステム

11.3 クレジットシステムは単一のサイトまたは複数の物理的サイトにおいて適用してよい。中央管理型クレジットアカウントを開設するための条件は以下の通りである：

- a) クレジットは、同じ製品グループ内で共有されなければならない。
- b) すべてのサイトが同一所有構造を持つ、単独認証またはマルチサイト認証の範囲に含まれている。
- c) すべてのサイトが同じ国またはユーロ圏に所在する。
- d) すべてのサイトが同じ統合管理システムソフトウェアを使用している。
- e) サイト横断クレジットアカウントに参加している各サイトが、12ヶ月の間に自身のサイトで使用されたインプットクレジットの少なくとも10%に寄与している。



変更案

国境をまたがるクレジット/パーセンテージの共有



パイロットテストでは信頼性リスクは低いと確認された



国をまたぐクレジット/パーセンテージの共有について強力な支持



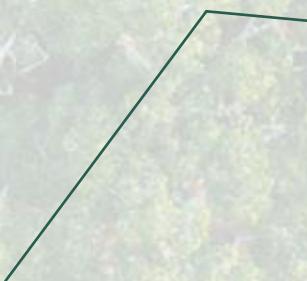
簡素化の目的にも整合



最小限のリスク特定



実装のための追加の枠組みなし



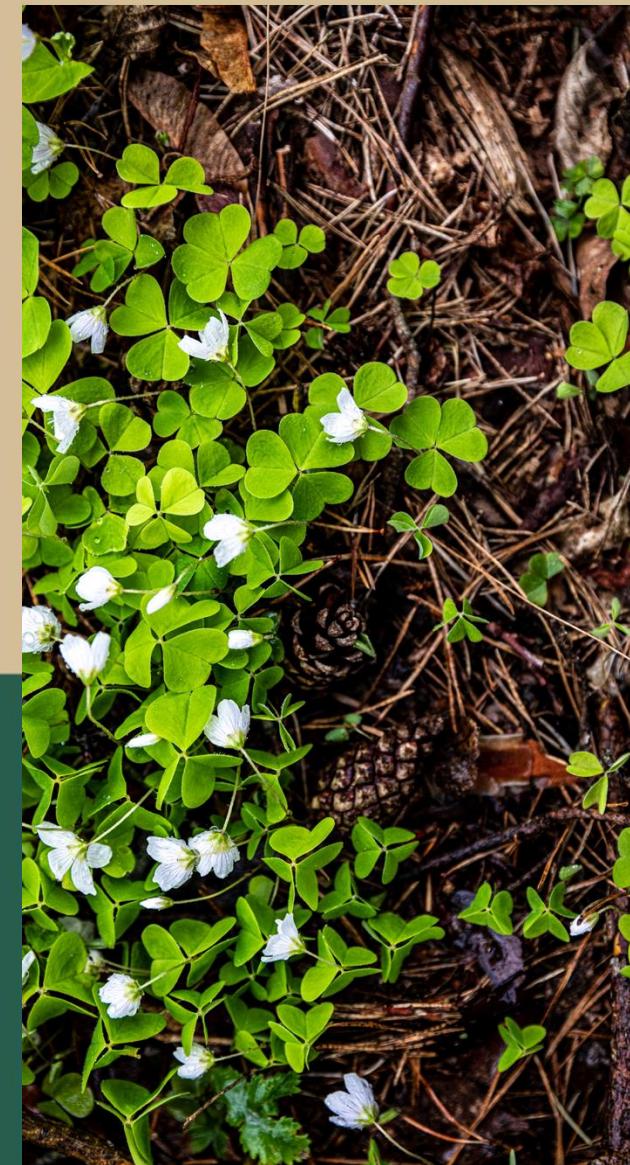
改定草案:

~~c) all sites shall be located within the same country or the Eurozone;~~

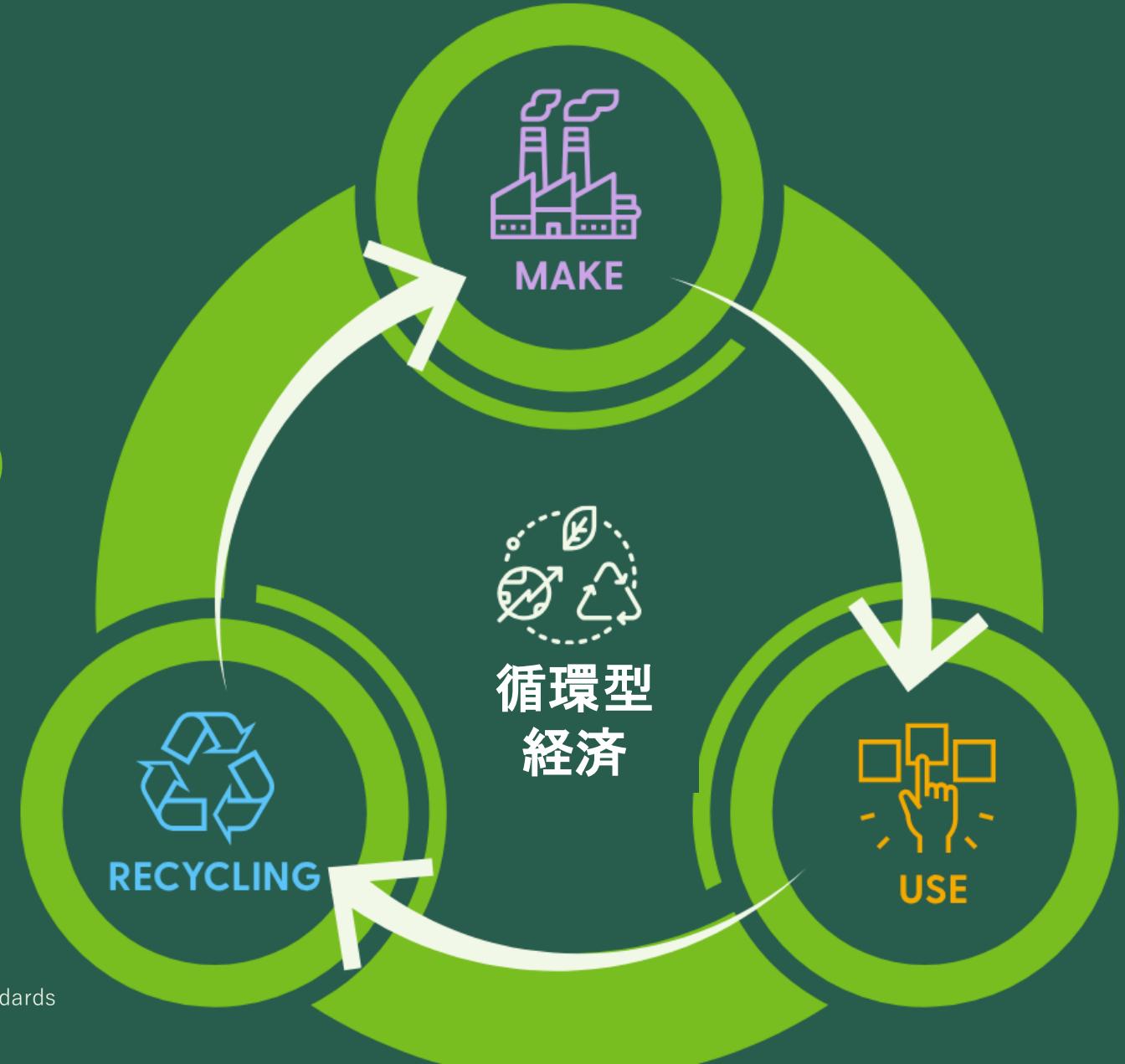
c) FSCによって「高い信頼性リスク」の指定地域ではない地域に所在するか、「高い信頼性リスク」と指定されていない認証範囲をもつ。



循環性と 回収原材料 の調達



循環性の強化と 製品のサービス化 (PaaS) の導入



製品販売 vs PaaS: 製品の流れ



製品販売 = 一方方向の直線的な流れ



PaaS = 循環的な流れ



引き取りに関する新たな要求事項案



WHAT?

組織が顧客からFSC認証製品（使用済みまたは未使用）を初回販売後に回収し、サプライチェーンに再投入する体系的なプロセス。



WHY?

- ・ 現行のCoC規格はこのモデルに対応していない
- ・ CoCにおけるより統一的な要求事項と循環型アプローチ（例：物流の逆流）が求められている



HOW?

- ・ CoC規格への正式な統合
- ・ セクション4に新しい要求事項を追加
- ・ トレーサビリティと適格性評価を中心的 requirement とする



CoCにおける循環性を促進し、FSCシステムの完全性を強化する

リースに関する新たな要求事項案



WHAT?

FSC認証製品は、顧客へのリース期間中も元の所有権と認証ステータスを維持する。リース終了時には、製品は組織に戻され、次のリースに回される。



WHY?

- 現行のFSCのCoC規格は、合法的な所有権移転／販売に焦点を当てている。
- サービスの提供と製品の循環的な流れを促進する。



HOW?

- サービスとしての製品認証オプションの創設
- 外部委託及びサービス提供に新たな要求事項を含める
- レーザビリティと適格性評価を中心的 requirement とする



Offers a pathway for process-based certification and visibility in the FSC system

回収原材料の調達 (新セクション14)

供給者監査 プログラム(SAP)

- SAPに免除制度を導入。組織の供給者が同年中にFSC認証機関による監査を受けている場合、監査対象から除外される。
- 「供給者監査」の新たな定義：CHが監査がどのような場合に必要かを一貫して理解できるようにするため

附則 5:

- 簡略化および再構成して明確化
- 回収天然ゴム、森林由来纖維、コルク、竹の新たな事例が追加された

原材料の 現場使用

- 原材料の現地利用に関する制限を撤廃
- プロセスベースの基準（例：「同一製造プロセス」）に焦点
- 回収材の現場使用は、同一製品が生じない場合に限り許可される

未利用回収木材の現在の定義

以下の木材：

- ・自然に発生した倒木（例：暴風雨や雪による）。
- ・伐採されたが、後に紛失または捨てられた木材（例：輸送中に川や湖の底に沈んだ丸太、土場に放置された伐採木、海岸に打ち上げられた丸太）。
- ・木材生産以外の目的で伐採された木材（例：果樹園の整備、道路整備、都市整備により生じた木材）。
- ・人工のダムや貯水池の建設により水没し放置された木材。

FSC CoC管理とラベリングの目的上、未使用回収木材はバージン原材料と見なされ、管理原材料として評価されるか、FSC管理木材として販売されなければならない。

出典: [FSC-STD-40-004 V3-1](#)

40-005（管理木材の調達）の要求

DDS デューディリジェンスシステム



課題

森林生態系外からの木材には40-005は適用できないため、制度からほぼ除外されるか、非管理木材となる。



変更案

2種類に分類される：

- ・森林由来の未利用回収木材（40-005 が適用）
- ・非森林からの未利用回収木材(中立原材料とみなされる)

プレコンシューマー回収木材：意見公募



A案

- ・ プレコンシューマー回収木材のFSC表示への寄与を認める
 - ❖ 意見募集のためのリスク・メリット表



B案

現状

FSC-STD-40-004 V3-1(2.9.1 V4-0 D1-0)の第2.7項によれば、組織は事業活動において認証されたインプットから材料を回収し、それらを以下の区分に分類できる：

- ❖ 元のインプットと同じ (例：FSCミック X%/クレジット) または
- ❖ より低い原材料分類

現在の制限：

- ・ 回収原材料は、以下のように分類できる：
 - 元のインプットと同じまたはより低い原材料分類 → FSCリサイクルへのインプットとしては不適格
 - ・ プレコンシューマー回収木材→表示への寄与なし

改定案

- ・ FSC-STD-40-004のセクション2および4に要求事項を含め、制限を撤廃

B案のシナリオ



A社

- FSC認証原材料の二次加工から材料を回収する
- 回収した材料を元の原材料と同じ分類にする（例：FSCミックスクレジット）
- A社は、元の表示（例：FSCミックスクレジット/x%）付きで販売された製品について、回収材としてのステータスを示す申告書類を発行する。

B社

- A社から表示に寄与するインプットとして回収原材料を購入する。
- サプライヤーの情報または申告文書を確認し、以下を検証する：
 - 製品タイプ、および
 - サプライヤーの業務に材料の適格性を裏付ける二次加工が含まれること。

実施：

FSCリサイクルアウトプット表示における適格インプット材への例外規定の追加；回収材として分類される製品自体だけでなく、プレコンシューマー回収原材料の定義を満たすFSC認証原材料も対象とする

労働者の 権利



一般要求事項における変更 (セクション8)



児童労働

- ・ 発展途上国に対するILOの例外規定（最低年齢の引き下げ）に関する議論及び特定の国における15歳未満の労働権に関する解釈上の問題点。
- ・ 作業部会は、適用の一貫性を保つための再構成を支持するが、最低年齢制限を13歳未満に引き下げることはしない（児童の権利に関する報告書に準拠）。



差別

- ・ 差別を示す行為（例：性的強制行為、医療検査の要求）について、その具体例を詳述する変更案に関する議論



一般要求事項における変更 (セクション8)



強制労働

組織は、認証範囲内のすべての活動（外部委託を含む）において、労働が自発的であり、雇用条件が自由な労働関係に近い場合にのみ、刑務所労働を使用することができる。

刑務所労働の排除に関する議論：

- ・完全 または
- ・ILOのガイダンス及び第29号条約第2条c)項の文言を参照した条件付き使用。



結社の自由

組織は、労働者代表（労働組合代表を含む）が、その代表としての職務を果たすうえで必要な場合、まずは職場へのアクセスを認めなければならぬ。この職務には、組合結成に関する労働者とのコミュニケーションも含まれる。

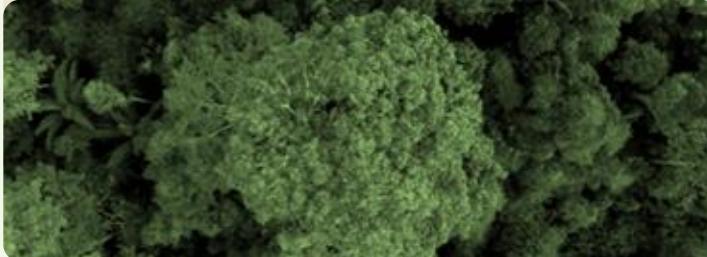
注：代表者による本権利の行使は、財産権及び管理権を尊重し、かつ組織の効率的な運営を損なうことなく行われるものとする。

労働安全衛生(OHAS)についての変更



WHAT?

- OHS要求事項の強化 (1.4項)
- 動議51/2021（労働者選出の安全衛生代表者）の組み込み



WHY?

- ILO基本権としての追加（整合性）
- 動議の実装が必要



HOW?

選択肢：

- 1) セクション1の中
または
- 2) 「中核的労働要求事項」としてセクション7の中





関連項目の統合

FSC 中核的労働要求事項 (CLR):

- 自己評価
- 方針
- FSC相当の認証制度

CLRはセクション8のみ

法令順守はセクション1に移動

組み込まれた参照文書 :

- INT-40-004_64: 労働者が理解できる言語での方針の伝達
- INT-40-004_68: 従業員雇用のない企業に対する免除
- ADVICE-40-004-24: FSCが認定する認証制度に対する免除

自己評価の更新

繰り返しと不要な参照を削除

ガイダンスの行方

関連するガイダンス (旧附則D) は、非規範的ガイダンスへ移される。

審查 要求事項



FSC CLR審査における変更(セクション12 & 14)



変更案

- リスクに基づくアプローチでFSCが定める分類によって更なる審査を決定
- 組織及び委託業者向けの概念の導入 (ADVICE-40-004-23 & ADVICE-20-011-16に基づく)



内容:



リスクレベルを下げる
低レベルの分類に下げるための指標。過去のパフォーマンス (NC) や(第三者による)監査を含む。



サンプリング
「中」および「高」リスクの労働者へのインタビューに使用するサンプリング公式



**グループ
インタビュー**
機密性の確保を前提に、CBの裁量により明示的に許可される。

根拠:



- すべての関係者に対するより具体的な規則を設け、組織と請負業者の双方における評価の公平性を高める。

FSC 中核的労働要求事項(CLR) リスク表



WHAT?

国/地域ごとにFSC CLRごとのリスク評価を示す表。

WHY?

FSC CLRごとの国レベルのリスク評価を一元的に提供し、さらなる評価の決定に活用する。

HOW?

公開データセットと報告書の精査により作成され、各国が「低」「中」「高」のリスクレベルに分類評価される。



FSC CLRリスク表: 例*



現在、FSC CLRリスクマトリックスでは、8つの公開情報源を用いて202の国・地域が提案されています。

国	児童労働	強制労働	差別	結社の自由
コロンビア	低	中	高	高
イタリア	a.低	中	低	低
ウガンダ	高	高	高	高

「a.」は、データ不足により修正された分類を表す。

FSC CLRリスク表の使い方 (例)



強制労働: 対象組織には「中」リスクが適用

1. 組織の分類を下げる正当な理由はあるか。 (組織の不順守履歴を通じて、あるいは既に第三者監査を受けているか?)



リスクは「低」に下げられる



リスクは「中」のまま



自己評価の完全性と、適合性についての問題を確認

問題なしの場合、低 =
追加審査不要

中 =
「中」リスクへの審査
(文書レビュー + 以下のサンプリング公式を
用いた労働者へのインタビュー:
 $y = 0.5 \sqrt{x}$)



リモート & ハイブリッド 審査/監査

リモート & ハイブリッド監査

「リモート」&「ハイブリッド」監査の新たな定義 (ICTの活用に重点)



リモートおよびハイブリッド監査の前提条件:

- CBおよびCHは、文書の確認および労働者へのヒアリングを行うために、安全かつ機密性が確保されたアクセスを有すること。
- CBおよびCHは情報通信技術 (ICT) が活用可能のこと。



完全なリモート監査の前提条件 :

- 低リスク
- 実証された苦情や証された苦情、未解決の紛争（争議）、または公表されている事案（例：NGO レポート、報道記事、ASI インシデント、裁判、法的手続き）がないこと。
- 過去3年間に現場での是正処置確認を必要とする重大な不順守がないこと。
- 過去5年間で虚偽表示の事案がないこと

本審査 & 更新審査: 常に現場で実施
(物理的保有のないトレーダーを除く)



低リスク組織:



サイト

- 物理的保有がない(例: 営業所)、または
- ラベル付き最終製品の物理的所
有



加工業者

- FSC認証取得委託先による物理的な保有及び製品の変形、または
- 単一の原材料分類から作られたFSC認証製品のみを取扱う
- FSC認証材または表示に寄与する原材料(あるいはその両方)のみを取り扱い、物理的な分別が不要である



トレーダー

- 物理的保有がない、または
- FSC認証製品のみの物理的保有



プロジェクト

すべてのプロジェクトメンバーがFSC認証製品を供給していて、プロジェクトに資材が一括納入される

注: 上記活動を実施する高リスク委託業者の審査は、リモートでも実施可能。



年次維持監査の免除

変更案

特例要件の削除、年次監査、監査免除



CBは、以下の条件を満たす場合、免除申請を提出することなく、現場ではなくリモートで監査を実施できる。

- ✓ 実証された監査人に対する健康/安全上のリスク
- ✓ 当局による渡航制限
- ✓ 不可抗力による実証された事象（例：戦争、自然災害など）



年次維持監査

15か月以内に実施、15ヶ月の範囲内で翌暦年まで1ヶ月延期可能。

監査免除

- ✓ CHが認証製品または管理木材を販売せず、管理原材料を調達しなかった場合のみ
- ✓ CHが「高い信頼性リスク」を有するとされている場合は不可
- ✓ 有効な新規/改定規格を適用する場合は不可。

Q&A

積極的にご参加ください！



コンサルテーション期間：2025年11月15日 – 2026年1月25日



コンサルテーションプラットフォーム
(英語・スペイン語 [here](#); フランス語 [here](#))



詳細：[Revision Webpage](#) and [Process Webpage](#)



ご質問はchainofcustody@fsc.orgまで



Forest Stewardship Council®
FSC® International Center



Adenauerallee 134, 53113 Bonn, Germany

T +49 (0) 228 367 66-0

F +49 (0) 228 367 66-65

FSC International Center © All rights reserved

FSC® F000100

www.fsc.org